

部活動の取扱いについて（5月25日以降）

県立学校の一斉臨時休業後の部活動においては、下記、感染症対策の措置を講じた上で、実施するものといえます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、別途、教育委員会より連絡があるまで取組を継続してください。

実施にあたって

- 健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 大会への参加を含めて、合同練習会や練習試合、演奏会、地域行事への参加など、他校等との交流は、県内のみとする。ただし、宿泊は伴わないものとする。
- 県外との交流はしないこと。（県外チームを県内に招聘することも不可）
- 下記「具体的な留意事項」の内容については、練習再開前に、指導者が児童生徒に対し確実に周知すること。なお、留意事項への対策が十分取れない場合は、部活動の実施を見合わせる。

具体的な留意事項

【感染拡大防止対策について】

- ・ 毎回、部活動単位で、生徒の体温を検温するなど、健康観察を行うこと。
- ・ 練習前・休憩時・練習後などに手洗いをを行うこと。
- ・ 部活動ごとに場所や時間を割り振るなど、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないようにすること。
- ・ 体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・ 児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- ・ 身体接触のある活動、互いに近接する活動などにおいては、練習内容や方法に特段の配慮を行うこと。
- ・ 更衣室や部室は、交替で入室するなどして、一度に多数の生徒が着替え等を行わないようにすること。
- ・ 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・ 活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。

【けが、事故防止について】

- ・ 臨時休業中に児童生徒の体力・運動能力が落ちていることを踏まえ、競技特性、生徒の発達段階、競技レベル等に十分配慮し、スポーツ医・科学的な見地から運動部活動ガイドラインに則った練習計画のもと、けがや事故等がないよう、無理のない運動強度、頻度等を設定すること。

※なお、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては対応を見直すことがあることを申し添えます。

※参考：「長崎県 HP」⇒「重要なお知らせ」⇒「新型コロナウイルス感染症について」